

壬生町土採取事業規制条例（案）の説明書

1 条例制定の目的と対象（第1条・第2条）

町内では、以前から赤土などの園芸用土等の土採取事業が実施されておりますが、土採取事業に伴う災害及び事故の発生や生活環境の保全等に対する影響が懸念されておりました。

そこで、土採取事業に関し、町、事業者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定めることにより、土採取事業に伴う災害及び事故の発生の防止並びに生活環境の保全を図り、あわせて土採取事業の健全な発展に資することを目的とします。

「土採取事業」とは土を採取する事業を指し、特に、敷地面積 500 平方メートル以上の事業や、隣接地の事業と合算して 500 平方メートル以上となる場合は「特定土採取事業」として規制対象となります。

2 適用除外（第3条）

国、地方公共団体が行う事業や、盛土規制法などの法令で規定される事業は本条例の適用外です。

3 町、事業者、土地所有者の責務（第4～6条）

(1) **町の責務** 本条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じます。

(2) 事業者の責務

- ①災害防止、環境保全に必要な措置
- ②暴力団関係者を関与させない
- ③不当要求を受けた際に警察へ通報する義務

(3) 土地所有者の責務

事業者と共同で災害発生防止に努める。

4 特定土採取事業の許可（第7～9条）

(1) **事前許可** 特定土採取事業を行うには、事前に町長の許可が必要です。

(2) **事前協議** 申請者は、周辺住民（事業区域の境界から 100 メートル以内）への周知と、所管行政庁との事前協議に努めなければなりません。

(3) **同意書** 申請書には、土採取計画（採取目的、区域、方法、災害防止策、緑化計画など）を詳細に記載し、土地所有者や隣接者の同意書を添付する必要があります。

(4) **許可期間** 許可期間は 1 年を超えず、延長は 1 年単位で 2 回まで、合計 3 年が上限としています。

5 許可基準と制限（第10条）

町長は、事業が災害や事故を引き起こす恐れがある場合、計画が不十分な場合、公共の福祉に反する場合、また申請者が過去に法令違反や不正行為がある場合は許可を与えません。

6 変更許可と遵守義務（第12条・第13条）

許可を受けた特定土採取事業者が計画を変更する場合も、事前に町長の許可が必要です。

許可を受けた事業者は、許可された土採取計画に従って事業を行わなければなりません。緊急時は応急措置後、速やかに町長へ届け出る必要があります。

7 事業実施中の手続きと監督（第14～20条）

- (1) **着手届出** 事業開始前日までに町長に届け出ます。
- (2) **手数料** 許可申請には手数料が必要です（当初許可 31,000 円、変更許可等 13,000 円）
- (3) **計画変更命令** 町長は、災害のおそれがあると認められる場合、許可業者に計画の変更を命じることができます。
- (4) **停止命令・原状回復命令** 許可なく事業を行っている場合や、許可条件・計画に違反している場合、町長は事業停止や原状回復を命じることができます。
- (5) **許可取消し** 町長の命令に違反した場合、許可を取り消すことがあります。
- (6) **完了・廃止届出** 事業完了、廃止、停止時には町長へ届け出て、確認を受けます。
- (7) **土採取後の措置命令** 完了確認後も、災害防止のために必要と認められれば、町長は追加の措置を命じることができます。

8 許可業者の責務（第21～23条）

許可業者は、現場に標識を設置し、採取量などを帳簿に記載し、関係書類を事業所等に備え置き、周辺住民等に閲覧させる義務があります。

9 事業の承継（第24条・第25条）

特定土採取事業を譲り受ける場合は、町長の許可が必要です。相続や合併の場合は地位を承継し、町長へ届け出ます。

10 公表と罰則（第28条・第31条）

- (1) **公表** 町長は、無許可事業や命令違反などがあった場合、町民の安全確保のため、その事実を公表することができます。公表前には、対象者に意見陳述の機会が与えられます。
- (2) **罰則** 町長の停止命令に違反した場合は、6 ヶ月以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金が科せられます。

11 施行日と経過措置（附則）

本条例は令和 9 年 4 月 1 日から施行されます。施行時に着手済みの事業には原則適用されませんが、特定土採取事業を行っている場合は 30 日以内に町長への届け出が必要です。